

シティズンシップにおけるケアの位置

—Noddings の理論を手がかりに—

鎌田 公寿*

1. 問題の所在と研究の目的

わが国において「シティズンシップ教育 (Citizenship Education)」¹⁾ が議論されるようになって久しい。同教育は、各教科や各領域、あるいは学校教育全体で取り込まれるものであるが、とりわけその中心的役割を担うのが社会科教育である。

社会科教育研究では、2000年以降、シティズンシップとして「社会形成力」が注目されている。たとえば、池野は、社会形成力を「デモクラシーの論理にもとづいた社会の選び直しを通して、社会を新たに作り出す」²⁾ 力と捉える。それは、「社会の諸事に関する自律的判断と合理的共同決定の能力と技能」³⁾ を中核とする。加えて、社会形成力は、「具体的な内容となる懸案事項に関する知識や理解」⁴⁾、自律的判断や合理的共同決定の「方法やルールの根拠となる基準、規範や価値」⁵⁾ をも含みこんでいる。また、池野と同じく、社会形成力をシティズンシップと捉える唐木は、これを「理解」(科学的社会認識を重視する)「能力」(意思決定力を重視する)「態度」(社会的実践力を重視する)の3つに分類している⁶⁾。

このようにみえてくると、用いられる言葉に多少の違いはあるものの、シティズンシップは大きく「知識・理解」「能力・技能」「価値・態度」の3つの観点から捉えられていることがわかる⁷⁾。このうち、「能力・技能」はシティズンシップにおける中核的位置を占めており、その議論も詳細に行われる場合が多い。

また、「知識・理解」については、社会的・政治的問題にかかわるものが明確に設定される。

それらは、社会が変化するため流動的ではあるものの、市民としてもつべき「知識・理解」として考えるのが妥当であろう。

しかしながら、「価値・態度」については、萩森⁸⁾が指摘するように、未だ十分に議論されておらず、その内容も不明瞭なままである。「思いやり」「自他理解」「相互扶助意識」「寛容」といった観点が注目されることはあっても⁹⁾、その中身に関する議論はほとんどなされていないのである。ゆえに、これらの観点が、なぜシティズンシップの範疇に含まれるのかが判然としない。たとえば、ある人の「思いやり」は、その対象は一体誰で、どれほどの熱意によって支えられているものなのか。また、思いやりを身につけることにより、相手のもつ文化や価値、そして彼/彼女の抱える問題を、どこまで自分のものとして理解できるのか。さらには、思いやりは実際の行動とどのように連動していくのか。こういった問いに答えうる「価値・態度」でなければ、シティズンシップの内容に含めて考えるのには不十分である。

そこで筆者は、「他者のもつ個別のニーズに応答する、心理的・行動的な関与」である「ケア (care)」¹⁰⁾に着目する。なぜなら、ケアは、「価値・態度」に関する不明瞭な点を具体的に説明することができる特徴を有しているからである。以下、本稿では、Noddingsのケア理論を手がかりに、ケアの特徴に迫りながら、シティズンシップの「価値・態度」としてケアを位置づけることが可能であるという主張を行ってみたい。

上記の目的を達成するために、本稿は次のような手続きをとる。第一に、「シティズンシッ

*筑波大学大学院人間総合科学研究科

ブ」「ケア」「教育」を関連づけた教育哲学者・Noddingsの理論に依拠し、ケアの基本的な特徴を明らかにする。第二に、ケアにみられる「具体的な個人」「依存した個人」という他者認識および自己認識について論じる。そのなかで、シティズンシップとしてのケアは誰を対象とするのかについても触れる。第三に、ある人が、遠隔地で暮らす人びとがもつケアのニーズを満たすには、「正義(justice)」の実現が必要であること、そして、ケアはそのための行動を導く動機としての役割を担っていることを示す。最後に、第一から第三の手続きを踏まえて、ケアを「価値・態度」とみなす論拠を提示する。

2. ケアの特徴

本章では、ケアの特徴を整理することに主眼を置くが、まずはその前に、「ケア」と「シティズンシップ」の関連性が、これまでどのように議論されてきたのかに触れ、その流れのなかに、「教育」という視点を導入したNoddingsがどのように位置づけるのかを明らかにする。併せて、彼女の理論を手がかりとする理由も示す。

(1) 「シティズンシップ」「ケア」「教育」の関連性

ケアをシティズンシップの一部に含めて考えるべきだという主張は、1990年前後から、政治哲学や倫理学といった領域でなされている。それには、大きく分けて次の2つの主張がある。

1つ目は、家庭という親密圏における偏狭的・排他的な営みであると批判されてきたケアを、家庭以外の公共圏においても重要なものであるとし、これをすべての市民がなすべき行為、すなわちシティズンシップと捉えるものである(たとえば、Bubeck¹¹⁾やTronto¹²⁾などが挙げられる)。そして、2つ目は、国家が市民に与える権利、ないし市民が国家に対して果たす義務として、シティズンシップを「国家—市民」関係で捉えることの限界を指摘し、「市民—市民」関係における責任としてケアを位置づけようとする主張で

ある(たとえば、岡野¹³⁾や川本¹⁴⁾などが挙げられる)。本稿で取り上げるNoddingsの一連の研究は、どちらかといえば前者の立場に近い。

この2つは、アプローチの仕方が異なっているが、親密圏あるいは公共圏におけるケアのニーズへの応答を、(直接的な応答であれ間接的な応答であれ)個人の責任とみなしている点で共通する。これにしたがえば、次のような説明が成立することになる。「おそらくわれわれは、Xという場所で生活する市民は、Xとそこで生活する人びとの繁栄に興味・関心をもっている(あるいはもつべきである)、ということに同意することができる。そのような市民は、Xについて気にかけており、その利益や生活様式を守りたいと思っている」¹⁵⁾。

今日、こうした思想レベルにおける研究成果に注目したシティズンシップ教育研究はほとんど存在しない。しかし、上記のような研究は、シティズンシップにおけるケアの位置づけを論じるうえで有益である。次に取り上げる萩森の論稿は、ケアをシティズンシップ教育研究に応用した数少ない研究である。

萩森¹⁶⁾は、シティズンシップを「知識(knowledge)」「スキル(skills)」「気質(disposition)」の3つに分類し、「気質」にケアを位置づけようと試みる。そのために、まず、政治思想家・Sevenhuijsenの理論に基づき、ケアとシティズンシップの関連性を論ずる。続いて、心理学者・Gilliganの研究を考察し、ケアの過程で認識される自己とは、「他者とつながった存在としての自己」であり、これを身につけることによって、より広い他者認識および世界認識を獲得することができると結論づける。

本研究では、萩森と同様に、「価値・態度」(萩森がいうところの「気質」¹⁷⁾)としてのケアがいかなるものかを考察する。ただし、取り上げる理論家は、政治哲学者ではなく、ケアを教育学領域に導入しようとしたNoddingsである。その理由を以下に述べる。

政治領域におけるケアの重要性や、シティズンシップとケアの関連性については、BubeckやTrontoといったケア論者が詳しく論じている。しかしBubeckらは、ケアそのものについてはNoddingsほど詳細な議論を行っていない。また、Bubeckらはケアを、ケアする主体の意識や、ケアを動機づける自然的感情などの分析を通して定義するのではなく、そのような意識や感情とケアを極力区別し、当事者どうしの関係性やケアされる人が置かれている状況など、ケアの形式的な側面に着目しながら定義する。この傾向は、ケアのニーズをもつ人びとを社会全体で支えていくべきだとするBubeckらの基本的なスタンスに起因する。彼女らの考え方からすれば、ケアする人は、ケアリング関係において「ある特定の誰か」である必要はない。したがって、「ケアしたい」という意識がケアの必要条件である積極的理由も存在しない。しかしながら、本研究の問題関心は、具体的にケアとは何か、また、それが実際の行動とどのように結びつくのか、といった点にある。ゆえに本稿では、ケアが行動化されるまでのプロセス、代替不可能な関係を通じて得られた経験から生じるケアの性質、さらには、そうして得られたケアがどのように発展していくのか、これらについて詳細に言及しているNoddingsを取り上げることにした。

加えて、Noddingsは、自分の周囲の状況に応答するためのネットワークづくりを進めるうえで鍵となるのがケアだと考え、ケアを身につけることを目的としたシティズンシップ教育に、より一層の関心を払うべきだと主張する¹⁸⁾。ここからも、彼女がケアを学校教育で獲得すべきシティズンシップの一要素とみなしていることがわかる。Noddingsは、ケアを学校教育のなかで身につけるべき能力として捉えているからこそ、ケアそのものの性質にこだわっているのである。このように、教育という文脈のなかで語られるNoddingsのケア理論は、シティズンシップにおけるケアの可能性を示そうとする本稿に多くの

示唆を与えてくれる。さらにそれは、ケアを学ぶための教育において、内容や方法がいかにあるべきかを提案する際にも役立つと考えられるのである¹⁹⁾。

以上の理由により、本稿では、Noddingsのケア理論を軸に議論を進めることにする。

(2) Noddingsの理論にもとづくケアの特徴

Noddingsの理論をみていくと、彼女がケアを、心理的ケアと行動的ケアとに分けて考えていることがわかる²⁰⁾。医療・看護、介護といった領域では、ケアは行動として理解される場合が多い。もちろん、具体的な行動としてケアがあらわれなければ、ケアが相手に伝わることはまずない。その意味で、ケアを行動として示すことは重要である。だが、ケアの特徴を描く際には、行動的ケアではなく、心理的ケアに着目しなければならない。なぜなら、行動的ケアをケアと規定するのは、他ならぬ心理的ケアだからである。では、心理的ケアの特徴とは何か。

Noddingsは、ケアする人の意識について考察することで、心理的ケアを特徴づける。彼女によれば、ケアは、ケアする人による他者への「共感 (empathy)」を含んでいる。これは文字どおり、「共に感じること (feeling with)」²¹⁾である。ただし、Noddingsのいう共感とは、「その人自身の人格を、他者の人格に投げ入れること (projection)」²²⁾ではない。むしろ、「他者を受け容れ (receive)、彼／彼女が感じていることを感じ取る」²³⁾ことなのである。彼女はこれを「専心没頭 (engrossment)」と呼んでいる。Noddingsにとっての共感とは、自分自身を相手の立場に置き、「そういう状況でなら自分はどのように感じるのだろうか」と問うことではなく、あくまで「受け容れ」なのである。ただし、専心没頭は、単に他者の感情に寄り添うことだけをさすのではなく、他者の表明的ニーズ (expressed needs) に対する注意をも含んだ概念である。われわれが経験する瞬間的な出会い、たとえば、知

らない人に道を訊かれたとき、われわれは、その依頼 (request) = 表明的ニーズに注意深く対応しなければならない²⁴⁾。

また、専心没頭によって「動機の転移 (motivational displacement)」が生じる。これは、「ケアする人の原動力が、ケアされる人のニーズの達成に向かって流れていくこと」²⁵⁾を意味する。先の事例でいえば、道を知りたいという他者のニーズを、自分のものであるかのように捉え、それを満たしたいという想いが動機となり、その人が目的地に辿り着くことができるようにするためにはどうしたらよいかと考えはじめる。このとき、ケアする人自身がこの出会い以前に考えていた目的や計画は、意識の隅に追いやられることになる。

以上2つ（「専心没頭」と「動機の転移」）が、心理的ケアの特徴であり、これにもとづいてなされるのが行動的ケアである。この2つの特徴なしにとられた行動は、ケアと呼ぶことはできない。逆にいえば、これら2つの特徴を有する行動はすべてケアとなるため、行動的ケアの具体的事例は無数に存在する。よって、行動的ケアについては「心理的ケアにもとづいてとられる行動」と規定するにとどめる。

さらに Noddings は、ケアされる人が「ケアされている」ということを認識することも重要であるとする。ケアされる人は、ケアを受け取ったということをケアする人に対して表現する。このケアされる人の応答を、今度はケアする人が受け取ることによって達成感や充足感を得る。この相互性により、ケアリング関係が成立し、維持されるというのである。したがって、相互性がない場合、「ケア」は成立するが、「ケアリング関係」は成立しないことになる。

3. ケアにみられる他者認識および自己認識

ここでは、ケアの特徴をさらに掘り下げるため、ケアにみられる他者認識と自己認識がいかなるものかを考察する。また、そのなかで、シ

ティズンシップとしてのケアは、誰を主たる対象とするのかも明らかにする。そのために、ケア論者にとって批判の対象であるシティズンシップ論、すなわち、「自由主義 (liberalism)」と「市民共和主義 (civic republicanism)」のシティズンシップ論²⁶⁾に共通してみられる個人像と、ケア論にみられる個人像を対比させるという方法をとる。ただし、ここでは前者2つに対する後者の優位性を示すことを目的とはしない。これは、あくまでも後者にみられる特徴をより明確にするための補助的な手続きである。

(1) 「一般化された個人」から「具体的な個人」へ

自由主義と市民共和主義の立場から論じられるシティズンシップは、「個別性の対概念である一般性として規定された普遍性」²⁷⁾を有している。これは、すべての市民に平等に付与される権利としてシティズンシップを捉える自由主義においても、政治的な討議や政策決定への参加としてシティズンシップを捉える市民共和主義においても共通している。

だが、この捉え方に対しては、次のことが危惧される。すなわち、万人に対して一律の権利や義務を付与する、あるいは、すべての市民に対して同一に参加を要求することは、ある特定の個人や集団への差別や抑圧を生み出すおそれがある、ということである。普遍化は、無数にある特殊性を、1つの形式に統一することによってはじめて意味をなすのであるが、現実問題として、それを完全に達成するには困難が伴い、必ずといっていいほど普遍化のプロセスから漏れる者、普遍化に抗おうとする者がでてくる。マジョリティはマイノリティを排除しようとし、マイノリティはマジョリティに対して反発する。普遍化を追求するだけでは、マジョリティとマイノリティの衝突は解消されないのである。

こうした衝突を避けるために、われわれはまず、他者を自分と同質のものと考え、互いの共通性だけにしか着目しなかったり、彼らを安易に

一般化したりするのではなく、各人がもつ文化、価値、行動様式を正確に理解しなければならない。そして、たとえ自分がマジョリティであり、誰からも迫害されることなく日々を送っていたとしても、状況次第ではマイノリティになりうるということを知る必要がある。端的に言えば、自他を「具体的な個人」とみなすべきなのである。

では、「具体的な個人」とケアとはどのようにかかわっているのであろうか。この点について Benhabib は、「一般化された他者 (generalized other)」と「具体的な他者 (concrete other)」という言葉を用いて説明している。Benhabib によれば、「一般化された他者」という見方からすれば、「すべての個人は、自分自身がもちたいと望むものと同様の権利・義務を与えられた理性的存在である」²⁸⁾とみなされる。一方、「具体的な他者」という見方からすれば、「すべての理性的存在は、具体的な歴史、アイデンティティ、情緒的・感情的な性質を伴った個人」²⁹⁾とみなされる。そして、他者を「具体的な他者」とみることで、相手が何を必要とし、望んでいるかを理解しようと努めるようになる。互いが互いを「具体的な他者」とみなせば、自らが相手に対して行ったことを、同じように相手に求めるということはせず、自分が行ったこととは違う何か他者から返ってくることを想定するような関係が築かれる。換言すれば、互いが欠けているもの、あるいは求めているものを関係のなかで補完しあうのである。この相互行為がケアであると Benhabib はいう。

このように考えると、Noddings がいうように、たとえば、文化的・民族的な差異をもつ人びとに対しては、彼らの文化や慣習、身体的特徴それ自体を価値あるものとみなし、理解を示すことが要請される。Noddings によれば、差異を認識し、理解することの最も大きな理由は、「差異が存在しているから」³⁰⁾というものである。「差異が存在し、それが重要だとみなされている限り、

これらを見做すことは、耳を傾けていないということ—ゆえにケアしていないということ—に相当する」³¹⁾。差異が存在し、それへの理解が求められているということ自体、差異が理由で虐げられている人びとのニーズのあらわれである。したがって、「耳を傾けること」はニーズへの専心没頭を意味している。専心没頭し、さらに動機の転移を行うことで、差異を承認し人種差別や排除を防止することができる。

以上みてきたように、文化や民族の違いを背景とする衝突を回避するには、他者を「一般化された個人」として一律に扱うのではなく、ケアにみられる「具体的な個人」という認識にもとづき、他者を受け容れることが肝要である。

(2) 「自律した個人」から「依存した個人」へ

先述のとおり、自由主義的、市民共和主義的シティズンシップ論は、各人を「一般化された個人」とみなす傾向がある。その「一般化された個人」の理想型として示されるのが「自律した個人」である。しかし、各人を「具体的な個人」とみなしたとき、すべての人が自律した存在であると断言することは、もはやできない。これを証明するために、「自律 (autonomy)」概念を批判的に検討し、「自律した個人」に加え、「依存した個人」という他者認識と自己認識を獲得する必要性を示す。

一般的に自律とは、われわれが「他の個人、集団、あるいは国家の支配や管理の下にない」³²⁾状態をさす。そうした状態にある人は、「彼女／彼自身の世話をする (take care) ことができる」³³⁾。だが、個人は自律していると同時に、「依存 (dependency)」もしている。それは、以下の3点の事例から説明できる。

第一に、障害者や高齢者は、身体的な不自由さなどから、常に誰かの助けがなければ安心して日常を過ごすことができない。このような状況下では、彼らは、「自分はこうしたい」という意思をもっていても、結局はそれがかなわず、

他者の判断・選択にその身をあずけなければならない。自由な選択ができないのである。

第二に、普段は身体的に健常であり、継続的なケアを必要としていない人であっても、他者に依存せざるをえない状態に陥ることがある。たとえば、精神的に不安定であり、物事を判断する力が著しく低下しているときや、病気やケガなどで一時的に誰かの介助が必要なときなどである。

第三に、ここでいわれている自律を実現するには、たとえば人物Aは、自分に依存している人物Bに対してなすべきケアを放棄し、それを別の人物Cに請け負わせる必要がある。なぜなら、Bへのケアを請け負うこと自体が、Aの自由な選択を妨げるからである。岡野も指摘するように、こうして達成されるのが自律だとしても、結局は、Aもまた、Bのケアを請け負ってくれるCに依存しているのである³⁴⁾。

以上のことからいえるのは、われわれは、自ら判断し、意思決定を行うことができる自律した存在になりうるが、その自律は、自分のまわりにいる家族や友人への依存によって保証されているということである。すなわち、「われわれは皆、生まれながらに依存しており、われわれの多くは、人生のさまざまな時期において“ケア”を必要としている」³⁵⁾のである。そこで、そうした存在として他者を、そして自己を認識する必要性が生じてくる。筆者はとくに、後者の重要性に目を向けるべきだと考える。なぜなら、障害者や高齢者を「依存した個人」だと認識できたとしても、自分もまた他者に依存していると認識できなければ、「かつて〈わたし〉が他者に依存していた、という事実を隠蔽し、そのことによって自らを構成しもしている他者の存在そのものをも抑圧する」³⁶⁾おそれがあるからである。一般的にいて、われわれが高齢者や障害者との関係を構築しようとする際、「依存した個人」という視点に立つことにより、彼らに対して偏見をもったり、差別したりする可能性は

低くなる。したがって、自他を「依存した個人」として認識することは、ケアに欠かせない要素なのである。

4. 正義の動機としてのケア

前章では、ケアにみられる他者認識と自己認識、およびケアの具体的な対象について論じた。しかし、対面的なケアのみによって、すべての障害者や高齢者が十分にケアされる社会を実現するのはほとんど不可能に近い。そこで本章では、ケアをより多くの人びとに提供するにはどうしたらよいか、という問題を考えていくなかで、ケアが正義を実現するための行動の動機として役立つことを示してみたい。そのために、まずは caring-about の特徴を整理することから始めたい。

(1) caring-about の特徴

Noddings によれば、ケアは、その対象によって2つのタイプに分類することができる。これまで論じてきたケアは、直接的にケアすることができる場合に限ってのケア、つまり、「caring-for」(心理的・行動的なものを含む)としてのケアであった。しかし、自分の手の届かない範囲では、caring-for は成立しない。そこで、ケアのもう1つのタイプである「caring-about」が重要な役割を果たすのである。

caring-for とは、「表明されたニーズに応答すること、われわれの行為がもたらす影響を観察すること、そして、ケアされる人びとの応答に、われわれが再び応じること」³⁷⁾である。他方、caring-about とは、「遠く離れた他者への、あるいは何らかの危険に晒されている他者集団への関心 (concern)」³⁸⁾をさす。caring-about における「他者」とは、直接的に接することは難しいが、何らかの方法でその存在を知ることができる不特定多数の人びとである。彼らは、日本国内にいるかもしれないし、国外にいるかもしれない。そうした他者とわれわれが、ケアリング関係を

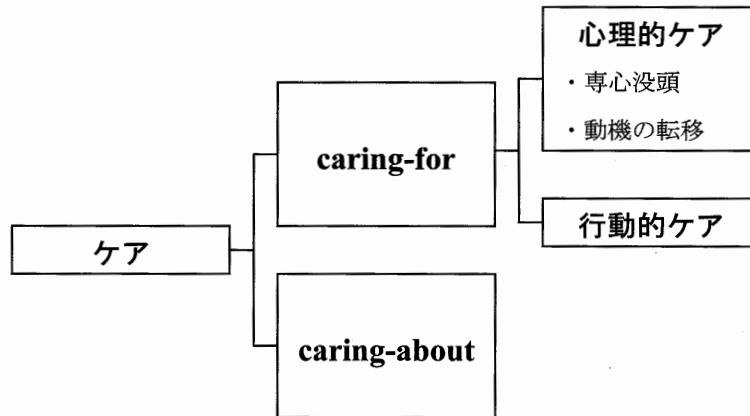


図1 ケアのタイプ (筆者作成)

構築することは極めて難しい。しかし、「心から (sincerely) care about しているとき、われわれは慈善事業に貢献したり、彼ら (caring-about の対象—引用者) の状況を改善することを考慮に入れて選挙候補者に投票したり、資源の保存に努めようと、われわれの生活を節制したりする」³⁹⁾のである。なお、ケアのタイプを示したものが図1である。ただしこの図は、それぞれのタイプの関係性を示したのではなく、単にケアを分類したものにすぎない。caring-for と caring-about の関係性については、次のように説明される。

年代順に、われわれは、ケアされることの意味を最初に学ぶ。それから徐々に、他者への caring-for、そして対象が広がることにより、caring-about の両方を学ぶ。……もしわれわれが、手厚くケアされ、また、親密な他者を care for することを学んでいけば、他者への気持ちのこもった感情 (fellow feeling) を伴って、公的世界へと向かっていくであろう⁴⁰⁾。

このように、caring-for は親密な他者とのケアリング関係をつうじて身につけられ、その経験が積み重なるにつれ、caring-about も順次獲得される。さらに、caring-about を身につけた人間は、遠く離れた他者を「直接ケアしたいと強く思うが、それは不可能であるから、慈善による寄贈品の送付、自分が支援している社会集団への参加、

投票行動」⁴¹⁾といった手段をとり、間接的にケアを提供しようとする。これらの行動は、苦境に立たされている人びとの状況を改善し、彼らへ caring-for が行き届きやすい環境を整えることにつながる。以上を簡潔にまとめると、「caring-for は、多くの人びとが care-about するようになる手段であり、caring-about によって達成されるべき目標でもある」⁴²⁾といいあらわすことができる。

(2) 正義の実現とケア

たとえば、もし家族の構成員に幼児、高齢者、障害者など、持続的なケアを必要とする者がいるならば、ほとんどの場合、家族がその人のケアを担うことになる。Noddings は、こうしたケアを請け負う人びとを「ケア・ギバー (caregiver)」と呼ぶ。caring-for のなかでも、彼らが行う「ケア・ギビング (caregiving)」は、「職業、あるいは労働の形式 (賃金が支払われるかもしれないし、支払われないかもしれない) と結びついた一連の活動」⁴³⁾をさす。Noddings はケア・ギビングを、とくにケアする人の負担が大きい場合の caring-for の呼称として用いている。このケア・ギビングは、その負担の大きさゆえに、ケアする人自身の依存、すなわち「二次的依存 (derivative dependency)」をつくり出す⁴⁴⁾。そうになってしまえば、ケア・ギバーは、ケアを提供するどころかケアされる人となってしまう。

したがって、このような事態を想定し、ケ

ア・ギバーを支えるシステムを確立しなければならない。そこでもち出されるのが、「正義(justice)」という概念である。

正義とは、簡潔にいうと、人間の行為や制度が、当事者あるいは当該社会の成員にとって望ましいものかどうかを判断する普遍的な価値である。何を正義とみなすかについては、論者によってさまざまだが、たとえばロールズは、①各人がもつ基本的自由が尊重され、平等に配分されること、②公正な機会均等を確保したうえで、もっとも不遇な人びとの暮らし向きの改善をはかり、社会的・経済的不平等を調整すること、の2つを挙げている⁴⁵⁾。1980年代以降、こうした正義とケアをいかに統合することができるかが、政治哲学や倫理学の領域において重要なテーマとなっている⁴⁶⁾。そこで、ケアと正義の統合を手がかりにして、社会への参加行動とケアとの関係性を示したい。

そこで、ケア・ギバーの問題に話を戻し、これをケアと正義の統合の観点から論じていく。Noddingsは、次のようなかたちでケアと正義を統合する。

caring-aboutは、正義の理論のための1つの基盤を提供する。われわれは、すべての人びとをケアできるわけではない。それは、物理的に不可能である。直接的な出合いや、ケアされる人の重要な応答がないとき、われわれは、われわれの政策における正義の何らかの形式に従事しようとする⁴⁷⁾。

上記の引用部分では、正義の基盤となるものがケアであることが示されている。それがNoddingsの提案する「正義の何らかの形式」、すなわち「ケア主導の正義概念(care-driven concept of justice)」である。

ケア・ギビングとしてのケアリングを生じさせる多くの状況がある。そのいくつかは、長

期に及ぶものである。これらは自己犠牲を必要とする。夫が病気になったり障害をもったりしたとき、あるいは、子どもが重度の障害をもっていったとき、そして、家族がさまざまな問題によって破滅的な状態にあるとき、女性のケア・ギバーは苦しめられる。このような状況は、ケア主導の正義概念に対するわれわれの関心を高める。われわれは、これらの永続的な役割を与えられているケア・ギバーに、彼らが求めている身体的、感情的、そして経済的支援を与えるような政策を促進するために行動すべきである⁴⁸⁾。

「ケア主導の正義概念」とは、「われわれのcaring-aboutが、多くの人びとのニーズに対して効果的に作用するような1つのシステム」⁴⁹⁾である。上記の事例におけるcaring-aboutの中身は、自分が直接的にケアすることのできない不特定多数のケア・ギバーへの関心や配慮であり、これは「正義のための動機的基盤」⁵⁰⁾とみなされる。つまり、caring-aboutが動機となり、直接的にケアできない人びとを支援するにはどうすればよいかを考え行動し、その結果選択された制度や政策が正義なのである。このめざすべき理想としての正義は、各人がもっている価値と一致することもあるし、そうでない場合もある。Noddingsはそれ自体を否定しない。正義を実現するためには、まず、何に価値を見出すかは個人によって異なっているということを認識するところからはじまる⁵¹⁾。そして、各人のもつ価値を尊重し、彼らのニーズを把握したうえで、それを充足するための提案を行うことが必要になる。このようにして、われわれのcaring-aboutは、ケアの充実をはかるためのシステム構築、すなわち正義の実現へとつながるのである。Noddingsが構想する正義概念は、ロールズが追究したような普遍的価値ではなく、市民どうしのコミュニケーションや対話によって作りだされるものである⁵²⁾。caring-aboutは、正義の実現へ向

けた個別的行動（寄贈品の送付等）だけでなく、こうした集合的行動の動機としても機能する。

5. 行動を動機づける「価値・態度」としてのケア —まとめにかえて—

ここでは、本稿のまとめとして、なぜケアをシティズンシップの「価値・態度」として位置づけることができるのか、また、そうすることでシティズンシップ教育がどのように変わりうるのかを論じる。

シティズンシップとしての「価値・態度」とはいかなるものか。これを定める基準を、すでに参照した唐木と萩森の論稿に求めたい。

まず、唐木は、「価値・態度」が実際の行動を導くうえでどのような役割を果たしているのかという観点から、「何かに関心を持つこと、そして、何かをしようと考え、それを実際に行動として表すこと」⁵³⁾と定義している。筆者の立場にひきつけて唐木の定義を解釈すれば、「価値・

態度」は行動と連動するもの、もっといえば行動を動機づけるものであるといえる。そうであれば、「行動的ケア」の動機である「心理的ケア」、および「正義の実現に向けた行動」の動機である「caring-about」は、それぞれ「価値・態度」とみなすことができる。なお、先述のとおり、「caring-about」は「caring-for」の獲得を前提としているため、「caring-about」を身につけるといことは、「caring-for」の獲得をも意味する。

ただし、「正義の実現に向けた行動」については、それがそのまま「能力・技能」の発揮となる場合もある。たとえば、池野は自律的判断と合理的共同決定、唐木は意思決定力をシティズンシップの「能力・技能」として挙げているが、これらは、Noddingsが説明している「正義の実現に向けた行動」に内包されている。他者との議論をとおして、社会的事象、とくに社会政策や制度を批判的に検討し、適切なものを選びとる力は、「正義の実現に向けた行動」のうちの集

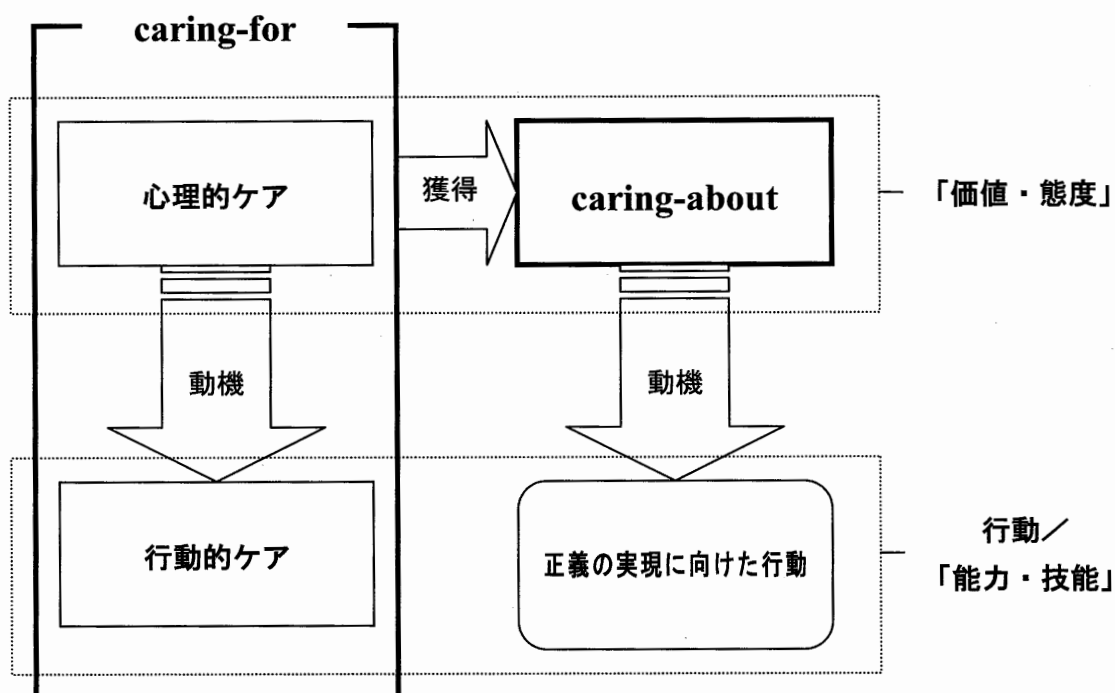


図2 シティズンシップにおけるケアの位置づけ（筆者作成）

合的行動と重なる部分が多い。ゆえに、自律的
判断や意思決定力がシティズンシップとして設
定されるとき、ケアは「能力・技能」を発揮す
るための動機ともなる。この場合、シティズン
シップにおけるケアの位置づけはより鮮明にな
る。以上をまとめたものが図2である。

また、萩森⁵⁴⁾は、人間の内面性や心情のあり
方、そして自己、他者、世界に対する認識のあ
り方を「価値・態度」と捉える。この定義の仕
方は、唐木とは違い、「価値・態度」の性質自体
に着目したものである。萩森の定義にしたがえ
ば、やはりケアは「価値・態度」であるといえ
る。なぜなら、すでに確認したとおり、ケアの
特徴である専心没頭と動機の転移は、ケアする
人の意識、つまり内面的要素であるからである。
専心没頭に関していえば、意識に加え、他者の感
情を共有するという心の動きも含んでいる。そ
して本稿では、ケアは、他者認識ないし自己認
識をその過程に包含していることも論じた。こ
れらの点も、認識を「価値・態度」とみなす萩
森の捉え方と一致している。

さらに、専心没頭は相手の感情だけでなく、対
象のもつニーズの理解でもある。個々人がもつ
ニーズは、社会的に構築されたものであるから、
相手のもつ社会的・文化的背景の理解も、必然
的にケアの射程となる。このようにケアは、深
い他者理解の仕方であるがゆえに、行動を導く
強烈な動機となりうるのである。

以上の点から、ケアは、行動を導く動機とし
て、シティズンシップの「価値・態度」に位置

づけることができる。

最後に、本稿で行った作業が、これまでのシ
ティズンシップ教育論に対してどのような示唆
を与えうるかについて述べたい。

社会科教育研究で展開されているシティズン
シップ教育論は、「自律した個人」を育成すべき
市民像として掲げてきた。だが筆者は、他者を、
そして自己を「依存した個人」として認識でき
るよう支援することも必要であると考えている。そ
うしなければ、社会科教育が大切にしてきた、「市
民—市民」という横のつながりの質の向上を妨
げてしまう可能性がでてくる。一般にわれわれ
は、他者からの支えがなければ自律することが
できない。このことを忘却してしまっただけで
は、いざ誰かのために行動をとろうとしたとき、相手
に対して傲慢な態度をとったり、「してあげてい
る」という意識から、偏見や差別が生まれたり
といった事態が生じる。そこで重要になるのが、
本稿「3」(2)で強調した「依存した個人」とい
う認識のあり方である。自分自身を含めたすべ
ての人びとを「依存した個人」として認識する
ことができれば、これまで「自律した個人」と
いう枠からこぼれ落ちることがあった人びとを
尊重し、市民として包摂することが可能となる。
したがって、「自律した個人」を育成すると同時
に、自他を「依存した個人」として認識できる
市民、すなわち、ケアすることができる市民を
育成することが、今後のシティズンシップ教育
に求められるであろう。

註

1) 唐木によれば、シティズンシップ教育には、
「移民や難民を対象とした市民権の獲得に関
する教育、そして、一般市民を対象とした
市民としての資質・能力の育成を目指した
教育」(唐木清志(2010)「社会参画と社会
科」小島弘道監修、唐木清志・西村公孝・
藤原孝章著『社会参画と社会科教育の創造』

学文社、27頁)の2つがあり、「このうち、
社会科で一般に取り扱っているのは、後者
のシティズンシップ教育」(同上、27頁)で
ある。筆者もこの理解に同意し、本稿では、
社会科教育で議論されている「市民とし
ての資質・能力」もシティズンシップとみな
し、考察の対象とする。

2) 池野範男(2001a)「社会科は『生きる力』の

何を分担するか—社会形成力—』『現代教育科学』44(1), 47頁。

- 3) 池野範男 (2001b) 「社会形成力の育成—市民教育としての社会科—」『社会科教育研究 別冊 2000 (平成12) 年度 研究年報』, 49頁。
- 4) 同上, 49頁。
- 5) 同上, 49頁。
- 6) 前掲書, 唐木 (2010), 22-25頁。
- 7) こうした捉え方は, 池野や唐木のような社会科教育研究者だけでなく, 社会科の枠を超えて行われるシティズンシップ教育研究においても共通している。シティズンシップ教育の理論的研究については次を参照した。萩森直子 (2009) 「ケアの倫理における自己認識と市民性教育」(日本教育学会第68回大会一般研究発表資料)。平田利文編著 (2007) 『市民性教育の研究—日本とタイの比較—』東信堂。また, 実践事例を紹介したものについては次を参照した。藤原孝章 (2008) 「日本におけるシティズンシップ教育の可能性—試行的実践の検証を通して—」『同志社女子大学 学術研究年報』59, 89-106頁。本田千明 (2011) 「市民性の育成を目指した社会参加学習—シティズンシップ教育の可能性—」『サピエンチア 英知大学論叢』45, 142-156頁。水山光春 (2010) 「日本におけるシティズンシップ教育実践の動向と課題」『京都教育大学教育実践研究紀要』10, 23-33頁。
- 8) 前掲書, 萩森 (2009)。
- 9) 次の文献を参照した。前掲書, 藤原 (2008)。前掲書, 本田 (2011)。前掲書, 水山 (2010)。
- 10) 「ケア」の日本語訳は, 「世話」「介護」「注意」「心配」など多岐に渡るが, 本稿ではそのまま「ケア」と表記する。確かに, 子どものケアであれば「世話」, 高齢者のケアであれば「介護」というように使い分けることも, 一見すると可能に思われる。だが,

たとえば, 高齢者を「介護」するときには, 「注意」や「心配」なども伴っている。にもかかわらず, 訳語を「介護」に限定してしまえば, それに伴って存在している「注意」や「心配」が捨象されてしまう。このような事態を防ぐために, ケアを多義的な言葉として使用する。また, 行動としてのケアを強調するために, 「ケア」ではなく「ケアリング (caring)」「(ケアすること)」という言葉を用いる論者もいるが, 本稿では引用箇所をのぞき, 「ケア」に統一して論じる。ただし, ケアしケアされるという関係については「ケアリング関係」と表記する。

- 11) Bubeck, Diemut Elisabet. (1995). *Care, Gender, and Justice*. Oxford ; New York : Clarendon Press.
- 12) Tronto, Joan C. (1993). *Moral Boundaries: A Political Argument for an Ethic of Care*. New York: Routledge.
- 13) 岡野八代 (2009) 『シティズンシップの政治学〔増補版〕—国民・国家主義批判—』白澤社。
- 14) 川本隆史 (2009) 「公民科教育・市民性の教育・法教育—『法と倫理をつなぐもの』をめぐるパーソナルな覚書—」大村敦志・土井真一編著『法教育のめざすもの—その実践にむけて—』商事法務, 209-232頁。
- 15) Noddings, Nel. (2005). "Global Citizenship: Promises and Problems." In Nel Noddings. (Ed.), *Educating Citizens for Global Awareness*. New York: Teachers College Press, p.2.
- 16) 前掲書, 萩森 (2009)。
- 17) 萩森は「気質」という言葉を採用しているが, 本稿では日本の社会科教育およびシティズンシップ教育の文脈で一般的に用いられている「価値・態度」で統一する。
- 18) Noddings, Nel. (2010). *The Maternal Factor: Two Paths to Morality*. Berkeley: University of California Press, p.190.
- 19) Noddings は, 既存の諸教科と, ケアに関する

る諸テーマ（身近な他者へのケアや遠く離れた他者へのケア，さらには環境に対するケアなど）と二分された，計8コマの時間割を提案している。また，ケアを身につける方法として，「モデリング (modeling)」「対話 (dialogue)」「実践 (practice)」「奨励 (confirmation)」の4つを挙げている。こうした Noddings の斬新な提案は，実現可能か否かは別として，ケアを学ぶためのシティズンシップ教育の内容や方法を検討するための枠組みとして機能しうるものである。Noddings, Nel. (1992). *The Challenge to Care in Schools: An Alternative Approach to Education*. New York: Teachers College Press. (『学校におけるケアの挑戦—もう一つの教育を求めて—』, 佐藤学監訳, ゆみる出版, 2007年)

- 20) Noddings 本人は，この2つを意識的に区別して論じているわけではない。しかし，ケアを「心のあり方」としてのケアと，「行為」としてのケアに分けて捉えることも可能である（渡辺俊之（2009）『希望のケア学—共に生きる意味—』明石書店，4頁）。本稿では，ケアが「価値・態度」であると論じるうえでも，便宜的に「心理的ケア」と「行動的ケア」という名称を用いて両者を分けて考えることにする。
- 21) Noddings, Nel. (2002). *Starting at Home: Caring and Social Policy*. Berkeley: University of California Press, p.14.
- 22) *Ibid.*, p.13.
- 23) *Ibid.*, p.14.
- 24) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2010), p.48.
- 25) *Ibid.*, p.48.
- 26) ヒーターは，両者を次のように説明する。自由主義の立場から論じられるシティズンシップは，国家は市民に権利を付与し，市民は国家への義務を果たすという関係性を前提とする。ただし，それは非常に緩やかなものであり，国家は市民の種々の権利を

尊重するが，彼らの生活にはできるだけ介入しない。一方の市民も，国家に対してわずかな義務を負っているだけである。また，市民共和主義は，人びとが互いに共通の関心事に参加する，という実践的な徳をシティズンシップと考える。それゆえ，「国家」＝「市民のコミュニティ」と捉え，国家という共同体を維持するために，政治への参加をまっとうするような市民を想定する。デレック・ヒーター著，田中俊郎・関根政美訳（2002）『市民権とは何か』岩波書店。

- 27) アイリス・M・ヤング著，施光恒訳（1996）『政治体と集団の差異—普遍的シティズンシップの理念に対する批判—』『思想』岩波書店，867，99頁。
- 28) Benhabib, Seyla. (1987). "The Generalized and the Concrete Other: The Kohlberg-Gilligan Controversy and Moral Theory." In Eva Feder Kittay and Diana T. Meyers. (Eds.), *Women and Moral Theory*. Rowman and Littlefield, p.163. (マーティン・ジェイ編『ハーバースとアメリカ・フランクフルト学派』, 竹内真澄監訳, 青木書店, 1997年)
- 29) *Ibid.*, p.164.
- 30) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2005), p.14.
- 31) *Ibid.*, p.14.
- 32) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2010), pp.99-100.
- 33) *Ibid.*, p.100.
- 34) 岡野八代 (2010a) 「消極的・積極的自由論の手前で」岡野八代編著『家族—新しい「親密圏」を求めて—』岩波書店，46頁。
- 35) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2010), p.100.
- 36) 岡野八代 (2010b) 「つながる・つなぐ—複数の，具体的な個人の間，偶発的な集まりからの政治—」岡野八代編著『生きる—間で育まれる生—』風行社，31頁。
- 37) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2005), p.7.
- 38) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2010), p.50.
- 39) *Ibid.*, p.50.

- 40) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2002), p.22.
- 41) *Ibid.*, p.22.
- 42) Noddings, Nel. (2003). *Caring: A Feminine Approach to Ethics & Moral Education*, 2nd ed. Berkeley: University of California Press, p. xvi.
- 43) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2010), p.72.
- 44) Fineman, Martha Albertson. (2004). *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency*. New York: The New Press, p.35. (『ケアの絆—自律神話を超えて—』, 穂田信子・速水葉子訳, 岩波書店, 2009年)
- 45) ジョン・ロールズ著, 川本隆史・福間聡・神島裕子訳 (2010)『正義論 [改訂版]』紀伊國屋書店, 84頁。
- 46) 品川は, 両者の統合の仕方をいくつかに分類している。そのなかでいうと, Noddings の統合の仕方は, 品川が「発生論的因果論的基礎づけ」と呼ぶ分類にもっとも近い。それは, 「正義の倫理を体現する人間もそういう人間に成長するまでには他人のケアを必要としている」(品川哲彦 (2007)『正義と境を接するもの—責任という原理とケアの倫理—』ナカニシヤ出版, 225頁) という理解にもとづいた統合の仕方である。
- 47) *Op. cit.*, Noddings, Nel. (2010), pp.50-51.
- 48) *Ibid.*, p.114. 強調引用者。
- 49) *Ibid.*, p.91.
- 50) *Ibid.*, p.90.
- 51) *Ibid.*, p.90.
- 52) *Ibid.*, p.91.
- 53) 前掲書, 唐木 (2010), 24頁。
- 54) 前掲書, 萩森 (2009)。